

よくある質問

2026. 4. 20

No.	Q	A						
1	補助金の対象となる車両を教えてください。	補助対象車両の種類 ・電気自動車(EV) ・プラグインハイブリッド自動車(PHV) ・燃料電池自動車(FCV) ※令和8年4月1日以降令和9年1月31日以前に初度登録が完了した新車(中古車、新古車は対象外) ※V2Hを経由して電力を取り出せる給電機能を有する車両に限ります ※超小型モビリティ、ミニカーおよび側車付二輪自動車・原動機付自転車は対象外です						
2	対象の車種を教えてください。	一般社団法人次世代自動車振興センター https://www.cev-pc.or.jp/ 対象車両一覧 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R7ho/R7ho_meigaragotojougen_3.pdf でご確認ください。 ※V2Hを経由して電力を取り出せる給電機能を有する車両に限ります						
3	補助金額はいくらですか。	<table border="0"> <tr> <td>電気自動車(EV)</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車(PHV)</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車(FCV)</td> <td>200,000円</td> </tr> </table>	電気自動車(EV)	100,000円	プラグインハイブリッド自動車(PHV)	100,000円	燃料電池自動車(FCV)	200,000円
電気自動車(EV)	100,000円							
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	100,000円							
燃料電池自動車(FCV)	200,000円							
4	現在、電気自動車(EV)を所有していますが、年式が古くなり新車の電気自動車に買い替えようと思っておりますが、補助金は受けられますか。	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)からの買い替えは、補助の対象になりません。 ※PHV→EVの買い替えであっても補助の対象にはなりません。						
5	販売店が県内に無いため、県外にある販売店で購入しますが、補助金は受けられますか。	県内の販売店で購入する必要があります。 県外の販売店で購入された場合は、補助金の対象にはなりません。						
6	自宅に太陽光発電設備やV2Hがありませんが、補助金は受けられますか。	この補助金は、自宅に既設で太陽光発電設備とV2Hとが備わっている方と、車の購入と併せて太陽光発電設備とV2Hを新設される方を対象としていますので、補助金の対象にはなりません。						
7	対象の車を購入しましたが、現在、自宅に太陽光発電設備やV2Hがないので、これから設置する予定です。いつまでに、設置が完了する必要がありますか。	「設備工事の着工日もしくは完了日がわかる書類」を提出書類にしていますので、設備工事が令和9年1月31日までに完了している場合も含め、令和9年1月31日までに着工している必要があります。着工日の確認のため、契約書、発注書、注文書などの提出をお願いします。 (着工日が令和9年2月1日以降になれば、対象になりません)						
8	「申請書」は両面コピー印刷でも申請できますか。	A4サイズの片面コピーで印刷して下さい。						

No.	Q	A																											
9	提出する納税証明書とはどのような証明でしょうか。	<p>提出していただく納税証明書は、滋賀県の県税に未納がないことの証明です。下記の各県税事務所で交付を受けてください。 ※直近3か月以内に取得された原本を提出してください。</p> <table border="1" data-bbox="515 320 1535 701"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部県税事務所</td> <td>〒520-0807 大津市松本一丁目2-1</td> <td>077-522-4331</td> </tr> <tr> <td>西部県税事務所 高島納税課</td> <td>〒520-1592 高島市新旭町北畑565</td> <td>0740-25-8012</td> </tr> <tr> <td>南部県税事務所</td> <td>〒525-8525 草津市草津三丁目14-75</td> <td>077-567-5406</td> </tr> <tr> <td>中部県税事務所</td> <td>〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23</td> <td>0748-22-7707</td> </tr> <tr> <td>中部県税事務所 甲賀納税課</td> <td>〒528-8511 甲賀市水口町水口6200</td> <td>0748-63-6106</td> </tr> <tr> <td>東北部県税事務所</td> <td>〒526-0033 長浜市平方町1152-2</td> <td>0749-65-6606</td> </tr> <tr> <td>東北部県税事務所 湖東納税課</td> <td>〒522-0071 彦根市元町4-1</td> <td>0749-27-2206</td> </tr> <tr> <td>自動車税事務所</td> <td>〒524-0104 守山市木浜町2298-2</td> <td>077-585-7288</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	住所	電話番号	西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-522-4331	西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8012	南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-567-5406	中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707	中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106	東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6606	東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2206	自動車税事務所	〒524-0104 守山市木浜町2298-2	077-585-7288
事務所名	住所	電話番号																											
西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-522-4331																											
西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8012																											
南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-567-5406																											
中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707																											
中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106																											
東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6606																											
東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2206																											
自動車税事務所	〒524-0104 守山市木浜町2298-2	077-585-7288																											
10	ローン契約について:対象設備の支払後に申請との事ですが、ローンで契約されている場合の支払い完了の定義はどうなりますか？	補助対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、ローン会社等による立て替え払いも含めて代金の支払いが完了していること、あるいは補助対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、販売業者と今後全額支払いすることの契約が完了していることが定義となります。																											
11	ローン購入の場合、ローン利用分の領収証は発行していないのですが、無くても申請できますか。	車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申込書は不可)を添付すれば、領収証は不要です。																											
12	「ローン申込書」でも申請できますか。	「ローン申込書」では申請できません。 申請者が契約者となっている「ローン契約書」(ローン会社に提出分、印のあるもの)が必要です。																											
13	リース車両について、車両代金の支払いを確認する書類として何を提出すればよいですか。	リース契約書(賃貸借契約書)の写しを提出願います。																											
14	リース車両の使用者申請で、特に気を付けることがあれば、教えてください。	リース契約期間は必ず処分制限期間以上にしてください。リース契約期間が処分制限期間未満の場合、補助金交付はされません。 尚、処分制限期間内にリース契約を解約する場合は、財産処分となります。																											
15	通帳がない為、コピーが添付できないのですが、どうしたらよいですか。	金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人、フリガナが確認できる書類であれば通帳以外の書類(キャッシュカード、Web画面のスクリーンショット等)でもけっこうです。																											
16	振込分は、領収証を発行していないのですが、無くても申請できますか。	振込分も領収証が必要です。または、銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)でも申請できます。																											

No.	Q	A
17	クレジットカードでの支払いは、(使用時に発行される)「クレジット売上票」でも申請できますか。	「クレジット売上票」は、領収証の代わりにはなりません。領収証が必要です。

No.	Q	A
18	電子車検証の場合、電子車検証のみのコピーを添付すればよいですか。それとも「自動車検査証記録事項」のコピーも添付するのですか。	電子車検証の場合、必ず「自動車検査証記録事項」のコピーも添付してください。